

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 公的研究費等の不正行為に関する取扱要項

2023年6月15日

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構（以下「本法人」という。）における公的研究費等の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語は、公的研究費等の不正使用等防止対策に関する規程（以下「規程」という。）において使用する用語の例による。

(不正行為の定義)

第3条 この要項において、不正行為とは、次の各号に掲げる行為のことをいう。但し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん：研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了承又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿：同一内容とみなされる論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- (5) 不適切なオーナーシップ：論文の著者リストにおいて、著者として資格を有していない者を挙げる又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- (6) 利益相反に係る諸問題：利益相反に関する義務違反等の行為
- (7) 不正受給：偽りその他不正の手段により配分機関から公的研究費等を受給する行為
- (8) 不正使用：故意又は重大な過失による、公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

2 前項第1号から第3号までを、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に則して「特定不正行為」という。

(不正行為防止体制)

第4条 本法人は研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- (1) 不正行為の防止、公的研究費等の運営及び管理について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

- (2) 不正行為の防止、公的研究費等の運営及び管理について、不正防止計画の策定、コンプライアンス教育や啓発活動等、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し最高管理責任者に報告する者として統括管理責任者を置き、業務執行理事常務理事をもって充てる。
- (3) 前号に定める責任者のもと、不正行為の防止、公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部署の長をもって充てる。

(不正行為に関する通報)

第5条 倉敷中央病院 公益通報等に関する規則第2条の公益通報担当窓口（以下「通報窓口」という。）は、コンプライアンス委員会（事務局：倉敷中央病院 患者・職員サービス課）とし、倉敷中央病院の代表電話、FAXより受け付けるものとする。

2 不正行為（不正行為の疑いを含む。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

3 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに被通報者の不正行為の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。但し、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本要項に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、被通報者の不正行為の態様及び内容が明示され、且つ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本要項に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(通報者及び被通報者の保護)

第6条 通報者は、不正行為に関わる通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、悪意に基づく通報でない限り不利益な取扱いを受けない。

2 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、被通報者その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

3 本要項に基づき不正行為の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(予備調査)

第7条 通報窓口不正行為に関する通報があったときは、コンプライアンス委員会は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、被通報者の所属部署の長であるコンプライアンス推進責任者又は所属部署の長に代わる者（以下「部署長等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。

3 関連する部署長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項及び第3項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をその事案に係る配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者及び被通報者に通知するものと本調査を実施しないことを決定したときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

（調査委員会）

第8条 最高管理責任者は、前条第4項において本調査の実施を決定したときは、公的研究費等の不正行為に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、概ね30日以内に調査を開始させなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）臨床医学研究所長
- （2）倉敷中央病院 人材開発センター長
- （3）外部有識者
- （4）その他最高管理責任者が必要と認めたる者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長及び委員は、最高管理責任者が指名し、委嘱する。

5 調査の公正を確保するため、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、当該調査を実施する委員会の委員から除外する。

6 委員会の委員の過半数は、本法人に属さない外部有識者とし、最高管理責任者が指名する。

7 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

（本調査の通知）

第9条 最高管理責任者は、委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して委員会の委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の意義申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第10条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。

3 不正行為の有無及び不正行為の内容等の認定を行うに当たっては、被通報者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。また、被通報者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において科学的根拠を示して説明するものとする。

4 委員会は、被通報者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

5 委員会は、関連する部署長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

6 通報者及び被通報者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

7 委員会は、必要に応じて、被通報者に対し調査対象制度の公的研究費等の使用停止を命ずることができる。

8 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

9 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関等へ報告しなければならない。

10 前項のほか、配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を提出しなければならない。

(認定)

第11条 委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行う。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。その場合、配分機関等には中間報告を提出しなければならない。

3 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定を行うものとする。

4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づ

くものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えるものとする。

5 委員会は、第1項及び第4項に規定する認定が終了したときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第12条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受け、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出しなければならない。加えて、最高管理責任者は、調査結果を通報者、被通報者及び関連する部署長等に通知するものとする。

(不服申立て)

第13条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、前条の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に文書にて不服申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、再調査の実施を委員会に付託するものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 最高管理責任者は、被通報者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合には、その事案に係る配分機関等に報告する。

4 委員会は、被通報者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

5 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、その理由と併せて最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び被通報者に通知するものとする。

6 被通報者は、前項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

7 委員会は、再調査を行うと決定した場合には、その理由と併せて最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び被通報者に通知するものとする。被通報者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

8 委員会が再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。但し、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て承認を得るものとする。

9 最高管理責任者は調査結果を通報者及び被通報者に通知するものとする。加えて、最高管理責任者はその事案に係る配分機関等に報告するものとする。

(措置)

第14条 最高管理責任者は、調査報告の結果、配分機関等から不正行為に係る公的研究費等の返還命令を受けたときは、被通報者に当該額を返還させるものとする。

2 不正行為の事実が確認された場合、不正の軽重に応じて倉敷中央病院 就業規則第10章(懲戒)のいずれかの懲戒に処する。

3 不正の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

4 最高管理責任者は、調査報告の結果、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が法人外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。

(委員会の庶務)

第16条 委員会に関する事務は、運営企画部で行う。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

この規則は、2019年1月1日から施行する。

この規則は、2020年2月13日から施行する。

この規則は、2021年7月15日から施行する。

この規則は、2023年6月15日から施行する。